

## 下水道法第16条に関する施工承認手続基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、池田市上下水道事業管理者（以下、管理者）以外の者が行う公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持（以下「工事等」という。）に係る承認の申請、承認基準及び検査手続について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この基準において「公共下水道施設」とは、下水道マンホール、下水道本管、下水道取付管及び下水道公共柵、その付属物をいう。

### (要件)

第3条 工事等は、次の各号に掲げる要件を全て備えたものでなければならない。

- (1) 池田市公共下水道の計画に添ったものであること。
- (2) 日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針」に基づいた設計施工であること。
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令及び池田市開発指導要綱に適合していること。
- (4) 事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は公共下水道施設の検査完了後、当該施設を市へ無償で引き渡すこと。
- (5) 対象とする土地等に事業者以外の権利者がある場合は、その者の承諾を得たものであること。
- (6) 地元利害関係者の承諾を得ていること。
- (7) 地下埋設物が存在する場合は、その管理者との協議が整っていること。
- (8) 設計または工事の監督管理については法第23条に規定する資格者が行うものであること。
- (9) その他管理者が必要と認めたもの。

### (申請)

第4条 法第16条に規定する承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第16条関係工事施工承認申請書（以下申請書という。）に、次に掲げる図書を添付して池田市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、オンライン申請にあっては、所定のフォーム必要事項を入力等することで申請書の提出に代わるものとする。

- (1) 工事仕様書
- (2) 見取図

- (3) 平面図
- (4) 縦断図（公共下水道本管施工の場合に限る。）
- (5) 横断図
- (6) 詳細図
- (7) 構造図
- (8) 現況写真（カラー）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 申請者が承認を受けた事項を変更しようとする場合は、池田市上下水道部下水道工務課と協議した上、当該変更に係る必要な図書を管理者に提出しなければならない。

#### （審査及び決定）

第5条 管理者は、前条第1項の規定による申請があったときは、法第16条に規定する承認に係る工事等の必要性、技術的な適正等を審査の上、速やかに承認の可否及び条件を決定し、承認するときは法第16条関係工事施工承認書を、承認しないときは法第16条関係工事施工不承認書を申請者に交付するものとする。

#### （施工承認基準）

第6条 前条の審査は、次に掲げる事項を第4条第1項各号に掲げる図書等の調査、現地調査等により行うものとする。

(1) 法、池田市下水道条例（昭和42年池田市条例第14号）、池田市下水道条例施行規程（平成21年池田市上下水道管理規程第6号）その他関連する法令に違反していないこと。

(2) 池田市上下水道部公共下水道施設設置（撤去）についての基本方針及び下水道施設計画・設計指針と解説－2019年度版－（公益社団法人日本下水道協会発行）その他管理者が必要と認める下水道施設に係る技術基準等に基づいて適正に設計されていること。

#### （標準処理期間）

第7条 第4条の申請があった日から第5条の承認（以下「本件処分」という。）をした日までに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。ただし、申請書および図書に不備等があった場合はその不備が解消されるまでの期間は算定から除外するものとする。

#### （施工承認条件等）

第8条 管理者は、本件処分をする場合は、法第33条の規定に基づき、別表に規定する条件を付すものとする。

2 管理者は、本件処分を行う場合は、当該工事の内容等に応じ、別表に規定する条件を変更し、又は別表に規定する条件以外の条件を付することができる。

3 申請者は、本件処分を受けて行う工事等（以下「承認工事」という。）に関して関係機関

への手続及び周辺住民への周知を図り、当該工事における苦情等の諸問題については、速やかに対応し、その問題解決に努めなければならない。

4 申請者は、承認工事の期間中、承認工事に係る公共下水道施設の維持管理を適切に行わなければならない。

#### (工事の着手)

第9条 申請者は、第5条に規定する承認後でなければ工事に着手してはならない。

2 申請者は、道路占用申請の許可等関係機関への手続及び当該工事に係る周辺住民への周知を図った後、工事に着手することができる。

#### (費用負担)

第10条 事業に必要な費用は、全て申請者の負担とする。

#### (工事検査)

第11条 本件処分を受けた者は、承認工事を完了したときは、14日以内に法第16条関係工事完工届、完工図面、工事写真その他管理者が必要と認める書類を管理者に提出するとともに、完了検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が適正に施工されているか検査するものとする。

3 前項の検査の結果、不備がある場合は、申請者の責において是正し、再検査を受けなければならない。

#### (引き渡し)

第12条 管理者は、前項第2項の検査の結果合格となった場合は検査合格証を交付するものとする。

2 申請者は前項の完了検査に合格した公共下水道施設については、管理者に引き渡すことに事前に同意したものと見做す。

#### (瑕疵担保)

第13条 申請者は、前条の規定による引き渡しの完了日から2年間公共下水道施設の瑕疵を補修し、又はその瑕疵から生じる損害について、管理者又は第三者に対し賠償の責めを負うものとする。

#### (承認取消)

第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、又は条件を変更し、若しくは新たに条件を付けることができる。

- (1) 承認の目的又は条件に違反したとき。
  - (2) 第11条第1項の検査を承認施工日終期に14を加えた日数以内に受検しない又は第11条第3項の再検査を速やかに受検しない場合は検査不適合とし、承認を取り消すことができる。
  - (3) その他管理者が適当でないと認める行為をしたとき。
  - (4) 第1号から第3号に関わらず、上下水道事業にとって承認することが適当ではないと考えられる場合。
- 2 前項に規定する承認の取消し等による損害については、市は、その責任を負わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、管理者が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表) 第 8 条関係

01	既設公共下水道施設に接続、撤去及び閉塞をしようとするときは届け出て、本市職員の指示確認を受けること。
02	既設公共下水道施設への接続・撤去及び閉塞は、本施設に悪影響を与えないよう慎重に施工し、施工完了後に土砂流入、路面陥没、その他の異常がない様にする事。
03	取付管について、既設利用の場合は通水確認を実施し破損等がないか確認すること。 また、破損または土砂の流入等があった場合は原因者において適切に対処すること。取付管の撤去は端管キャップではなく、本管へ閉塞キャップを使用して行うこと。 人孔・柵への接続管は可撓継ぎ手又は砂付管を使用すること。また、インバートを成形すること。 取付管の同士の離隔は 1m 以上、取付管と人孔・柵との離隔は 0.5m 以上取ること。
04	施工に際しては、工事箇所における地下埋設物の調査、その周辺の交通状況及び現状確認、安全施設の整備等万全を期し、工事実施に伴う事故防止に努めると共に必要な措置を講じること。 また、事故及び苦情等が生じた場合は責任をもって解決すること。
05	道路掘削については道路管理者の許可を受け、その条件に従い施工すること。 下水道管理地について、復旧面積は池田市道路占用工事施行規則に準じ、復旧断面は別図のとおり路面復旧すること。ただし、土地所有者または土地管理者から別の指示がある場合はこの限りではない。
06	水路等を横断する場合は、その機能等に影響を与えないように十分に注意して施工すること。また、地元水利組合等の管理関係者と協議し、同意を得ること。
07	承認後、速やかに着手すること。
08	工事中は記録写真を撮り、工事が完了したときは 7 日以内に工事完了届をフォームから完工図面と記録写真を添付して行い、本市職員の検査を受けること。
09	本施設に接続し、排水しようとするときは排水設備の確認申請書を提出すること。
10	管理区分を明確にするため、公共下水道施設の小口径柵及び人孔については、池田市章入りの蓋を設けること。なお、柵及び人孔の上部に化粧蓋等を設置しないこと。また、人孔蓋については T-25 の下水道用鋳鉄製蓋を使用し、小口径柵の上に車両が載る場合は、市章入り鋳鉄製防護蓋(防護ハット T-8 以上)を使用すること。ただし、小口径柵が道路上にある時は鋳鉄製防護蓋(防護ハット T-25)を使用すること。
11	道路を市に寄付しない場合は、その道路に埋設する排水施設は公共下水道施設とはならないため、施設の構造や手続きについて必ず確認して適切に対応すること。
12	以上の条件のほか、下水道法等関係諸法令に従い施工すること。

## 池田市上下水道部公共下水道施設設置（撤去）についての基本方針

### （趣旨）

第1条 この基本方針は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持（以下「工事等」という。）に係る承認に関する諸原則を定めるものである。

### （定義）

第2条 この基本方針において「公共下水道施設」とは、下水道マンホール、下水道本管、取付管及び公共枿、その他その付属物をいう。

### （施設）

第3条 新規施設の基準は以下の通りとする。

（1）汚水最終枿形状は以下の通りとし、原則防護蓋を設置すること。

枿の深さ	戸建住宅（1戸）	左記以外	注記
1.2m以下	200mm以上	300mm以上	車両乗り入れの可能性が無い場合のみ防護蓋免除
1.2mより大1.5m以下	300mm以上		
1.5mより大	0号人孔以上で協議が必須		

（2）雨水取付管の管径は以下の通りとする。

敷地面積	敷地内最終枿	側溝会所
600㎡以下	150mm以上	200mm以上
600㎡より大	200mm以上	

（3）汚水取付管の管種及び配置等は以下の通りとする。

管種	硬質塩化ビニル管、鉄筋コンクリート管、又はこれらと同等以上の強度及び耐久性のあるもの
接合部の構造	原則本管接続とし、本管と取付管の接続部には支管を用いる。人孔接続の場合は可とう接手または砂付管を用い、落差が60cm以上となる場合は内副管を設置するものとする。
土被り	0.6m以上を基本とし、道路管理者の指示に従うものとする。0.6mを確保できない場合はリブ管、重圧管等で安全を確保できるものとする。
配置	取付管の布設方向は本管に対して直角かつ直線的なものとする。取付管の接続角度は本管に対して90度とする。取付管の接続間隔は対側も含めて1m以上とする。

勾配および接続位置	勾配は 10%以上とし、断面方向の接続位置は本管の中心線より上方とする。
取付管管径	150 mm以上とする。

(4) 雨水取付管の管種及び配置等は以下の通りとする。

管種	硬質塩化ビニル管、鉄筋コンクリート管、 又はこれらと同等以上の強度及び耐久性のあるもの
土被り	0.6m以上を基本とし、道路管理者の指示に従うものとする。 0.6mを確保できない場合はリブ管、重圧管等で安全を確保できるものとする。
接合部の構造	原則人孔接続とし、可とう接手または砂付管を用いる。 本管接続とする場合は雨水枡の流出側にグレーチングを設置等の異物を流入させない構造とする。
配置	取付管の布設方向は本管に対して直角かつ直線的なものとする。 取付管の接続角度は本管に対して 90 度とする。 取付管の接続間隔は対側も含めて 1m 以上とする。
勾配および接続位置	勾配は 10%以上とし、断面方向の接続位置は本管の中心線より上方とする。
取付管管径	(2) 参照

2 撤去施設の基準は以下の通りとする。

(1) 汚水最終枡の撤去は以下の通りとする。

①汚水最終枡の撤去の際は本管取り出し部分も含めて行うものとし、閉塞キャップを使用する。ただし、本管の形状等により、閉塞キャップの使用ができない場合はその限りではない。その場合は事前に協議し、撤去方法について指示を受けることとする。

②閉塞キャップは接着剤を使用し番線で固定し、モルタル防護をするものとする。

(2) 汚水本管の撤去は以下の通りとする。

①人孔の取付穴はモルタル防護をするものとする。

②インバートは作成しなおすものとする。

(公共下水道施設への接続)

第5条 公共下水道施設への接続は以下の通りとする。

(1) 汚水最終枡への接続位置

汚水枡のインバート上流端の接続孔と下流端の管底高に食い違いの生じないようにし、かつ、ますの内壁に突き出さないようにさし入れ、所定の接合を行うこと。接続孔と枡底の落差は 30 cmを超えないものとする。

(2) 圧送管を持つ場合の汚水最終枥への接続

排水設備にポンプを使用する場合は必ず宅内枥に接続するものとし、圧送管を汚水最終枥へ接続してはならない。

(工事記録写真)

第6条 完工届とともに提出に必要な工事記録写真は以下の通りとする。

- ① 施工前及び完成（仮復旧）写真（全景3方向）
- ② 材料確認、検測（支管、汚水枥、直管、自在曲管、枥蓋、その他）写真
- ③ 施工状況写真
  - ア 支管取付（本管や人孔に接続のためホールソー等で削孔する場合、切り取った管材等も撮影する）
  - イ ます据付（立上り管の垂直度等）
  - ウ 配管（管基礎、管据付、曲管使用の場合は屈曲箇所等の状況）
  - エ 他占用物との離隔状況
  - オ 埋戻し（管周囲の埋戻し材、締固めの状況）
  - カ 既設汚水枥を撤去する場合は、取付管の撤去・閉塞状況等
  - キ その他、施行承認条件に記載されている事項等
- ④ 検測写真
  - ア 枥据付（深さ）
  - イ 配管（土被り、延長）、他占用物との離隔
  - ウ 取付管同士の離隔（中心距離で1 m以上）

- ※ 箱尺、テープ等を使用し黒板に実測寸法（cm単位）を記入し、提出する完成図と対比出来るようにすること。
- ※ 公共下水道施設となる箇所は、全数を撮影すること。
- ※ 検測写真は、全景及び検測値が確認できる写真を添付すること。
- ※ 全体の施工状況が確認できるように全景、接写写真を添付すること。
- ※ 不明瞭な写真により出来形の確認が出来ない場合市職員立会いの上、申請者の費用負担で申請箇所を再掘削し、出来形の確認を行う場合があります。写真管理は十分に注意して行ってください。